



かしわら妊婦のための支援給付金事業のご案内

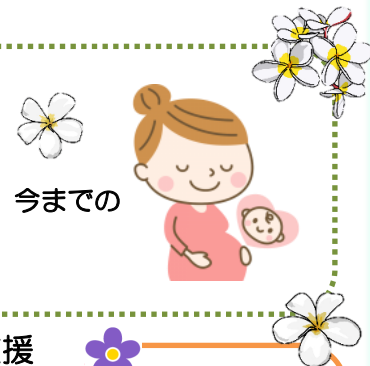


子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が新たに創設され、令和7年4月以降は、今までの「かしわら出産・子育て応援給付金事業」から『かしわら妊婦のための支援給付金事業』に制度移行します。

事業名は変更となりますが、今まで通り、面談などによる継続的な「伴走型相談支援」と、出産・育児物品購入等の経済的負担を軽減するための「経済的支援」を一体的に行い、妊娠期から子育て期を安心して過ごせるようサポートします。

対象者

- ・妊婦支援給付金（妊婦分・1回目）⇒ 令和7年4月以降に医療機関で妊娠判定（心拍の確認）を受けた方
 - ・妊婦支援給付金（胎児分・2回目）⇒ 令和7年4月以降に出産した方
- ※申請日に柏原市に住民票のある方が対象です。ご転出された方は転出先の市町村にお問い合わせください。
- ※妊娠中の給付については、申請時期によって適用される制度が異なります。令和7年3月31日までに申請された方は、今までの「かしわら出産・子育て応援給付金事業」により支給します。
- ※令和7年3月31日以前に出産された方は、今までの「かしわら出産・子育て応援給付金事業」により支給します。



伴走型相談支援



- ①妊娠届出
保健師等と面談し、妊娠中に利用できるサービスをご紹介します。
- ②Welcome☆マタニティ面談（妊娠8か月面談）
個別面談で不安や悩みに応じます。
また、産後の健診等に必要な受診票をお渡しします。
- ③出生時面談
出生届出時等に産後のアンケートを元に産後の様子についてお伺いし、必要時サービスのご紹介をします。
- ④こんにちは赤ちゃん訪問
生後2か月頃、保健師等が家庭訪問し、利用できるサービスの紹介や育児相談に応じます。



経済的支援



- ①妊婦支援給付金【妊婦分】（☆1）
（妊娠一回につき5万円）
医療機関で妊娠判定された方が対象です。
妊娠届出時に申請書等の書類をお渡しします。
※原則、出産までに申請してください。
- ②妊婦支援給付金【胎児分】（☆2）
（胎児一人につき5万円）
出生時面談にてアンケートを回収し、申請書等の書類をお渡します。
赤ちゃん訪問で申請書を回収します。



支援の流れ

（☆1）申請書配布

妊娠届出

妊婦支援給付金

（妊婦分）

5万円支給



産後のアンケート配布

Welcome☆
マタニティ面談



産後のアンケート回収
（☆2）申請書配布

出生時面談



（☆2）申請書回収

こんにちは
赤ちゃん訪問

妊婦支援給付金

（胎児分）

5万円支給



<問い合わせ先>

- ◆ 柏原市保健センター
柏原市大県4-15-35
TEL：072-973-5516
- ◆ こども家庭安心課
（柏原市役所2階 22番窓口）
柏原市安堂町1-55
TEL：072-943-4811